

鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成制度※について

※医療費助成の資格認定は、申請が必要。所得制限等あります。

令和8年11月1日受診分から、県内医療機関の受診では、『現物給付』方式に変更します。

『現物給付』とは、受診時に市が交付する『受給者証』を医療機関の窓口に提示することで、市役所へ助成申請をせずに助成を受けられる仕組みです。受給者番号が変わります。

	【変更前】 令和8年10月受診まで	【変更後】 令和8年11月受診から
助成の方法	償還払い（後日申請方式） 医療機関等の窓口で、一度、医療費（自己負担分）を全額支払い、翌月以降、1年以内に市役所の窓口または電子申請で領収書を添付して払い戻しの申請が必要でした。	現物給付方式 医療機関等の窓口で「ひとり親家庭等医療費受給資格証」を提示し、助成適用後の自己負担額のみを支払ってください。
医療機関で必要なもの	・ 健康保険の情報がわかるもの	・ 健康保険情報がわかるもの ・ ひとり親家庭等医療費受給資格証（うす緑色）
自己負担額 ※保険診療分に限る	償還払申請後 ひと月の上限 500円	助成適用後 ひと月あたり 1医療機関 通院：上限500円 調剤：0円 入院：500円

●次の場合は、現物給付方式で助成が出来ませんので、助成申請が必要になります。

- ・ 佐賀県外の医療機関を受診したされた場合
- ・ やむを得ず一部負担金（3割または2割）を支払われた場合
- ・ 治療用装具等を作ったときや整骨院等を受診したとき

●後期高齢者医療保険に加入されている方は、現物給付方式は利用できません。

●学校や保育所・幼稚園等でケガをした場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先となります。

●同一月内に健康保険が変わった場合は、それぞれの健康保険に自己負担が必要です。

●ご加入の健康保険組合等から、高額医療費や付加給付が支給される場合は、その金額を差し引いた額を助成します。助成金を支給した後に高額療養費または付加給付の支給があったことが判明した場合は、支給額の全部または一部を返還していただくことがありますのでご注意ください。

●これまでの診療分で、償還払い申請をだされていない分は、令和8年11月以降も、助成申請をすることができます。（診療の翌月の初日から起算して1年以内）

【お問い合わせ先】 鳥栖市役所 健康福祉みらい部 こども育成課 子育て支援係
〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地 電話番号：0942-85-3552